

## 弁理士過誤による損害賠償請求事件

### 事案の概要

原告：特許を受ける権利を有していた者

被告：弁理士

原告は、発明者が PCT 出願した特許を受ける権利を承継した。被告は、当該出願の国内出願につき委託を受けていたところ、出願審査の手数料の支払いを失念し、当該出願は取下げ擬制となり日本での特許化の道が断たれたため、原告が被告に対し損害賠償を請求した事案である。本件では、出願審査を受ければ当該発明が日本において特許化できたかどうか、及び、原告の損害額が争点となった。原告は、この2点について、専門家の意見書を証拠として提出した。同意見書では、特許権は成立するものと判断され、同発明が PCT 出願した諸外国では特許化され、日本で販売されていたものと同じ原告の実施品（日用品）が販売されていたことから、諸外国における同実施品の売上をベースに日本との人口比等を考慮して、日本における売上及び利益を予測することにより、逸失利益を算定した。この意見書が奏功し、被告の自認する額を大きく超える額の和解金額を引き出すことができた。

（当事務所は原告を代理）